

平成28年6月9日

第420回白石市議会定例会議案

目 次

第41号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	1
第42号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号） （白石市市税条例等の一部を改正する条例）	・・・	2
第43号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号） （白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	・・・	23
第44号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号） （行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部 を改正する条例）	・・・	25
第45号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第4号） （平成27年度白石市一般会計補正予算）	・・・	27
第46号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第5号） （平成27年度白石市国民健康保険特別会計補正予算）	・・・	28
第47号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第6号） （平成27年度白石市介護保険特別会計補正予算）	・・・	29
第48号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第7号） （平成27年度白石市下水道事業会計補正予算）	・・・	30
第49号議案	平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に 関する条例の一部を改正する条例	・・・	31
第50号議案	平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料 の減免に関する条例の一部を改正する条例	・・・	33
第51号議案	白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固 定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	・・・	35
第52号議案	白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 の一部を改正する条例	・・・	37
第53号議案	白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関 する条例の一部を改正する条例	・・・	39
第54号議案	白石市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を 改正する条例	・・・	41
第55号議案	白石市道路線の認定について	・・・	43

第 4 1 号議案

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 大 橋 純
生年月日

住 所 白石市
氏 名 大 浦 な つ
生年月日

平成 2 8 年 6 月 9 日

白石市長 風 間 康 静

第42号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市市税条例等の一部を改正する条例（専決第1号）

（平成28年3月31日専決）

平成28年6月9日

白石市長 風間康静

白石市市税条例等の一部を改正する条例

(白石市市税条例の一部改正)

第1条 白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第52条の7、第66条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第47条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、「、第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第47条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「、第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第47条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第47条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第33条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める

。

第33条の6第1項に次の2号を加える。

(1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められたものを除く。）のうち、市内に主たる事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人に対するもの

第42条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「場合においては」を「場合には」に、「次項」を「この条」に、「総称する。」を「いう。」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第39条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第47条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、

同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第49条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「あつたときは」を「あつた場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合

にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第55条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第58条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第77条中「知事」を「宮城県知事」に改める。

第79条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第79条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「場合においては」を「場合には、第1項の規定にかかわらず」に、「供するもの」を「供する軽自動車等」に改める。

第79条の2を削る。

第83条を削り、第82条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第83条とする。

第81条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「	2輪のもの（側車付のものを含む）	年額	2,400円	」
	3輪のもの	年額	3,900円	
	4輪以上のもの			
	乗用のもの			
	営業用	年額	6,900円	
	自家用	年額	10,800円	
	貨物用のもの			
	営業用	年額	3,800円	
	自家用	年額	5,000円	
	専ら雪上を走行するもの	年額	2,400円	」

を

「(7) 2輪のもの（側車付のものを含む） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」

に改め、同号イ中

「 農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 4,700円 」

を

「 (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円 」

に改め、同条を第82条とし、第80条の次に次の8条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第79条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項

に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療車
- (3) 患者輸送車
- (4) 血液事業の用に供するもの
- (5) 救護資材の運搬の用に供するもの

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4号様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「

第 79 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 88 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 79 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 89 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 90 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 89 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「第 79 条の 2」を「第 81 条の 2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 6 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 149 条第 2 項中「、第 23 項、第 24 項」を「、第 22 項から第 24 項まで」に、「又は第 30 項から第 33 項まで」を「から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」に改める。

附則第 6 条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第 6 条 平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 33 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項 (第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 1

5条第2項第7号」に改め、同条第12項を同条第19項とし、同条第11項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は5分の4とする。

附則第10条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、宮城県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、宮城県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとし

て市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 15 条の 4 第 8 1 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「宮城県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 15 条の 5 市は、宮城県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として宮城県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 1 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	1 0 0 分の 1	1 0 0 分の 0 . 5
第 2 号	1 0 0 分の 2	1 0 0 分の 1
第 3 号	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 1 条の 4 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定の適用については、同号中「1 0 0 分の 3」とあるのは、「1 0 0 分の 2」とする。

附則第 16 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第 8 1 条」を「第 8 2 条」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3, 9 0 0 円	4, 6 0 0 円
第 2 号ア (ウ) (i)	6, 9 0 0 円	8, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	1 2, 9 0 0 円
第 2 号ア (ウ) (ii)	3, 8 0 0 円	4, 5 0 0 円
	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「第81条」を「第82条」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「第81条」を「第82条」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「第81条」を「第82条」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」

に、「において、平成２８年度」を「には、平成２９年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号ア(イ)	３，９００円	３，０００円
第２号ア(ウ)(i)	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
第２号ア(ウ)(ii)	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

附則第３６条を削り、附則第３５条を附則第３７条とする。

附則第３４条中「若しくは第４２項」を「、第４２項若しくは第４５項」に、「第３０項から第３３項」を「第３４項」に改め、同条を附則第３６条とする。

附則第３３条中「附則第２５条及び第２７条」を「附則第２７条及び第２９条」に、「附則第２５条及び第２８条」を「附則第２７条及び第３０条」に、「附則第２６条、第２８条及び第２９条」を「附則第２８条、第３０条及び第３１条」に、「附則第２８条から第３０条まで」を「附則第３０条から第３２条まで」に、「附則第３０条」を「附則第３２条」に、「附則第３１条」を「附則第３３条」に改め、同条を附則第３５条とする。

附則第３２条中「附則第３０条」を「附則第３２条」に改め、同条を附則第３４条とする。

附則第３１条の前の見出しを削り、同項を附則第３３条とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）」を付する。

附則第３０条中「第２０項」を「第１９項」に改め、同条を附則第３２条とする。

附則第２９条中「附則第２５条」を「附則第２７条」に、「第２０項」を「第１９項」に改め、同条を附則第３１条とする。

附則第２８条中「附則第２５条」を「附則第２７条」に、「第２０項」

を「第 19 項」に改め、同条を附則第 30 条とする。

附則第 27 条中「附則第 25 条」を「附則第 27 条」に、「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同条を附則第 29 条とする。

附則第 26 条中「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同条を附則第 28 条とする。

附則第 25 条の前の見出しを削り、同項中「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同条を附則第 27 条とし、同条の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)を付する。

附則第 24 条の次に次の 1 条を加える。

(法附則第 15 条第 4 2 項の条例で定める割合)

第 26 条 法附則第 15 条第 4 2 項に規定する条例で定める割合は 5 分の 4 とする。

附則第 24 条を附則第 25 条とし、附則第 23 条を附則第 24 条とし、附則第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(個人の市民税の税率の特例等)

第 23 条 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。

(白石市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 白石市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年白石市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 81 条及び新条例」を「白石市市税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 82 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円
第 82 条第 2 号ア(ウ)	6,900 円	5,500 円
(i)	10,800 円	7,200 円
第 82 条第 2 号ア(ウ)	3,800 円	3,000 円

(ii)	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年白石市条例第10号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(i)の項	第2号ア(i)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(i)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(i)の項	第2号ア(ウ)(i)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(i)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(ii)の項	第2号ア(ウ)(ii)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(白石市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 白石市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年白石市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち市税条例第50条第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改め、「個人番号又は」を削る。

第1条のうち市税条例第137条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」及び「個人番号又は」を削る。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、新条例」を「、白石市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第47条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条

の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中白石市市税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第42条、第47条及び第49条の改正規定並びに第3条中白石市市税条例等の一部を改正する条例（白石市条例第30号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、白石市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第47条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中白石市市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「）、第52条の7、第66条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第33条の4及び第79条の改正規定、同条例第79条の2を削る改正規定、同条例第80条の次に8条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年白石市条例第30号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6の申告書、第98条第1項」に改め

る部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年
4月1日

(3) 第1条中白石市市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定
平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の白石市市税条例(以下「新条例」とい
う。)第42条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後
に新条例第42条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る
延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税
について適用する。

3 新条例第33条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後
に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年
度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人
の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については
、なお従前の例による。

4 新条例第47条第5項及び第49条第4項の規定は、前条第1号に掲げ
る規定の施行の日以後に新条例第47条第3項又は第49条第2項に規定
する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する
部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成2
7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新
たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律(平
成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25
年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第29項に規定
する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税につ
いて適用する。

3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に

新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第26条の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

第43号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決第2号）

（平成23年3月31日専決）

平成28年6月9日

白石市長 風間康静

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和30年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書き中「17万円」を「19万円」に改める。

第23条第1項中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同項第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第44号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を
改正する条例（専決第3号）

（平成28年3月31日専決）

平成28年6月9日

白石市長 風間康静

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年白石市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の改正規定中「、第10条を第11条とし」を「、第10条第1項中「、前3条」を「、第7条から第9条まで」に改め、同条を第11条とし」に改める。

附則第2項中「、平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「、平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に、「、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除く。）」を「、同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、平成28年3月31日から施行する。

第45号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年度白石市一般会計補正予算（専決第4号）

（平成28年3月31日専決）

平成28年6月9日

白石市長 風間康静

第46号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年度白石市国民健康保険特別会計補正予算（専決第5号）
（平成28年3月31日専決）

平成28年6月9日

白石市長 風間康静

第47号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年度白石市介護保険特別会計補正予算（専決第6号）

（平成28年3月31日専決）

平成28年6月9日

白石市長 風間康静

第48号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年度白石市下水道事業会計補正予算（専決第7号）

（平成28年3月31日専決）

平成28年6月9日

白石市長 風間康静

第49号議案

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月9日

白石市長 風 間 康 静

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例（平成23年白石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成28年度における国民健康保険税の減免措置の延長）

1 1 第1項から第3項まで、第7項及び第9項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、帰還困難区域等及び上位所得層（世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成27年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯。以下次項において同じ。）を除く旧避難指示区域等、旧避難指示解除準備区域の被保険者については、平成28年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「平成28年度」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成27年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成28年8月1日」とする。

1 2 第1項から第3項まで、第8項及び第10項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、旧避難指示解除準備区域の上位所得層の被保険者については、平成28年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度国民健康保険税額の全額」とあるのは「平成28年度国民健康保険税額の平成28年4月分から9月分までに相当する月割算定額」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成27年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成28年8月1日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

第50号議案

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料
の減免に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月9日

白石市長 風 間 康 静

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例（平成23年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

8 第1項から第4項まで及び第6項の規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、帰還困難区域等及び上位所得者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が633万円以上である者。以下次項において同じ。）を除く旧避難指示区域等、旧避難指示解除準備区域に住所を有している者については、平成28年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「平成28年度」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成27年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成28年8月1日」とする。

9 第1項から第3項まで、第5項及び第7項の規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、旧避難指示解除準備区域の上位所得者については、平成28年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度保険料の全額」とあるのは「平成28年度保険料の平成28年4月分から9月分までの月割相当額」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成27年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成28年8月1日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

第51号議案

白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月9日

白石市長 風間康静

白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年白石市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

第52号議案

白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月9日

白石市長 風 間 康 静

白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例

白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年白石市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める
。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

第53号議案

白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月9日

白石市長 風間康静

白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年白石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「15万4,200円」を「15万8,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第54号議案

白石市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月9日

白石市長 風間康静

白石市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例（案）

白石市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年
白石市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白石市長の選挙におけるビラの作成の公費負担
に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）
以後にその期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期
日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第55号議案

白石市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成28年6月9日

白石市長 風間康静

白石市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	延 長 (m)	敷地の 幅 員 (m)
20288	東町26号線	白石市東町二丁目 840番3地先	白石市東町二丁目 7番10地先	134.50	4.00 ～ 13.00
20289	東町27号線	白石市東町二丁目 8番10地先	白石市東町二丁目 9番18地先	81.50	6.00 ～ 6.00
60047	孝子堂前線	白石市大鷹沢三沢 字坂端82番1 地先	白石市大鷹沢三沢 字坂端33番1 地先	350.00	5.50 ～ 7.00